

### 第3節 財政再建の成功事例

本節では、各国の財政再建の成功事例について、実体経済と財政政策運営の関係、財政再建を支える制度・仕組み、財政再建を支えるその他の政策等に焦点を当て、その取組を検証する。

なお、財政再建の成功国として、持続的に財政の健全性を維持しているカナダ、オーストラリア、スウェーデン、ニュージーランド等を中心に事例を取り上げるが、一時的に財政再建を達成した国で参考となる事例についても取り上げる。

#### 1. 実体経済の動向と財政政策運営との関係

財政再建は、中長期的には、財政赤字あるいは債務残高の縮小を通じて実質金利の低下をもたらす、消費や投資の拡大を通じて経済活動にプラスの効果をもたらすと考えられる。一方、短期的には、財政の持続可能性に関する先行きの不確実性を低下させ、需要を喚起させる場合もあるものの、国内需要の減退やそれを通じて雇用の悪化を招き、景気の下押し圧力となる可能性がある<sup>1</sup>。このため、財政再建の実施に当たっては、景気動向に配慮し、景気の変動リスクを十分に踏まえた財政再建策の実施が不可欠である。以下では、「財政再建開始のタイミング」、「財政再建の速度」、「景気変動リスクへの対応」の3点に着目し、各国の事例を分析する。

#### (1) 景気循環と財政再建開始のタイミング

先進各国では、80年代後半から90年代にかけて財政再建の動きが加速した。マクロ経済的な背景をみると、70年代のオイルショックを経て低成長期に移行するに伴って、財政赤字が拡大する国が増加し、一部の国では経常赤字や為替減価、実質金利の高止まり等に直面した。さらに、90年代初めの世界적인景気後退の中で、92~93年の欧州通貨危機<sup>2</sup>や94年のメキシコ危機等が発生し、経済的な危機に直面した国では、マクロ面におけるファンダメンタルズを改善するため、財政赤字の削減に取り組む必

<sup>1</sup> IMF (2010d) の試算によれば、財政赤字をGDP比1%削減した場合、短期的には、内需のGDP寄与は約1%縮小し、失業率は約0.3%ポイント上昇するとしている。

<sup>2</sup> EC加盟国は、通貨の安定性を確保するため、加盟各国の通貨変動幅を一定範囲内に収める為替相場メカニズム (ERM: Exchange Rate Mechanism) を導入していた。92年のマーストリヒト条約締結後、デンマークの批准拒否や、英国やイタリアの景気後退に伴う通貨の信認低下、ドイツの利上げによる金利差拡大を背景に、ポンドやリラ売りマルク買い投機が行われたことなどから、為替相場が不安定化した。加盟各国は平価切下げや金利調整等を実施したが、規定レートの維持が困難となった英国及びイタリアはERM離脱を余儀なくされた (イタリアは96年に復帰)。また、翌93年にも景気後退が続く中で通貨危機が再燃し、ERMの変動幅が拡大された。

要性が高まった。また、政治的にも、小さな政府を志向する新自由主義的な潮流の下、行政改革や規制緩和の動きが広がったことに加え、99年の欧州通貨統合を控えて厳しい財政規律が求められていたことも、各国の財政再建を後押しした。

こうした経済環境の中、各国の経験を振り返ると、財政再建開始のタイミングについては、景気回復期に財政再建を開始したケースと、景気後退期に開始したケースに分類される。財政再建は景気に対してマイナス効果が働く可能性が高いため、前者のタイミングで実施することが望ましいが、経済的な危機に直面した場合や政治的な要因から後者のタイミングで実施するケースもみられる。

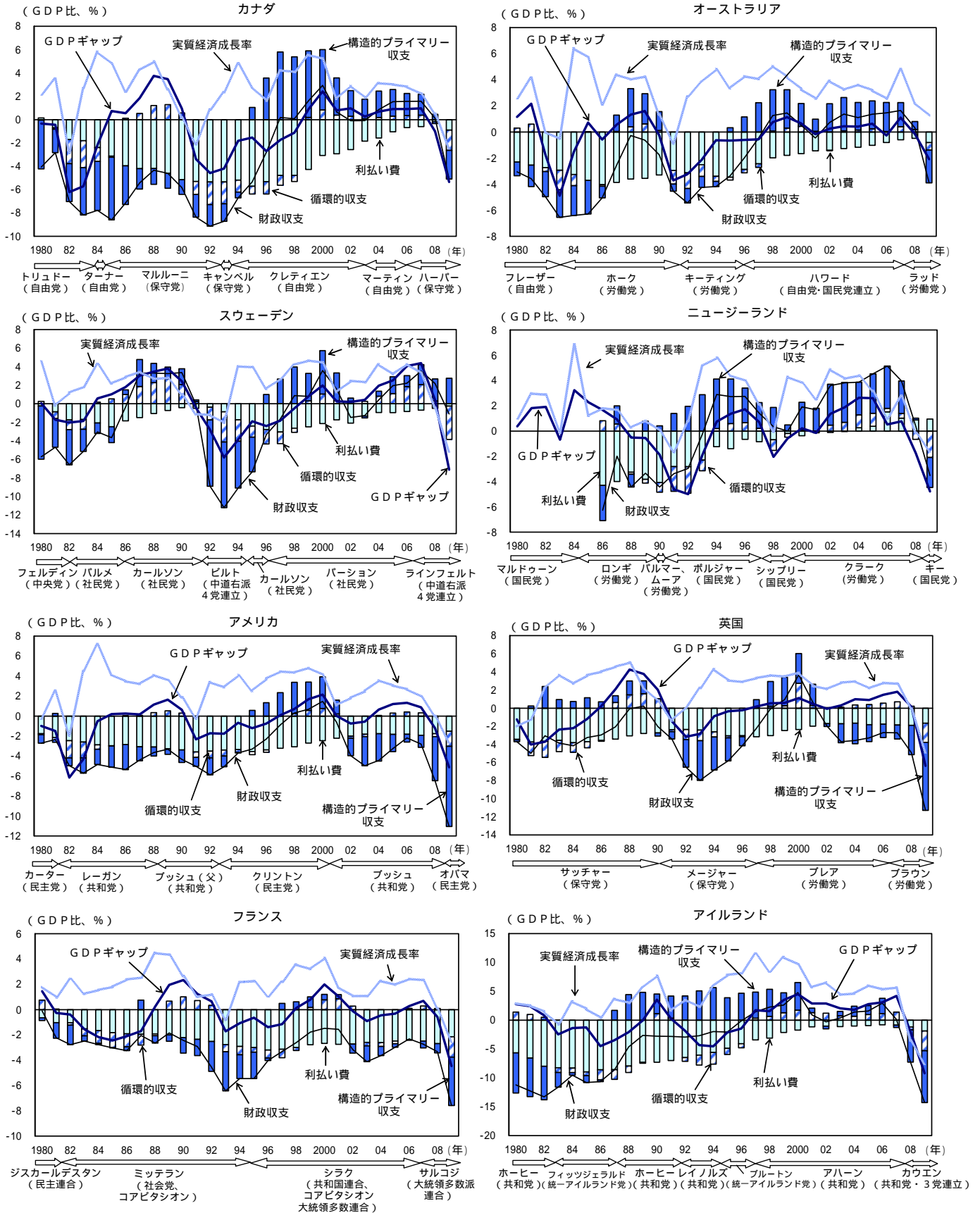
#### 景気回復期に財政再建を開始したケース

財政再建の成功例とされる取組においては、景気の底打ち後に財政赤字削減が急速に進められたケースが観察される。例えば、カナダでは、92年に一般政府財政赤字がGDP比9%に達するなど厳しい財政状況にあったが、同年4月の景気後退終了後、93年10月の政権交代を機に歳出削減を中心とする抜本的改革を推進した。この結果、目標を上回る速度で財政赤字の削減に成功し、97年には財政黒字を達成した。また、スウェーデンでは、90年代初期の危機的な経済・金融状況<sup>3</sup>の中、93年には一般政府財政赤字はGDP比11%に達したが、通貨危機に伴う為替の減価により輸出主導の回復が可能となり、景気回復の中で急速に財政再建を進めた結果、98年には財政黒字に転換した。一方、オーストラリアでは、80年代前半と90年代前半の景気後退期に財政赤字の急速な拡大を経験したが、ヨーロッパ等でみられたような差し迫った状況には追い込まれなかったことから漸進的な改革が進められ、景気回復に合わせて顕著な財政収支の改善に成功した。

上記のケースについて、経済全体の潜在的供給力と現実の需要の乖離を示すGDPギャップと財政赤字の関係をみると、財政赤字はGDPギャップのマイナス幅が縮小に転じた後にいずれもピークアウトし、その後の財政再建が軌道に乗ったことが事後的に確認できる(第2-3-1図)。財政再建を達成するための基本的な要件として、財政再建に伴う景気の下押しリスクを抑制することが重要であり、経済が回復軌道に乗るタイミングを見極めて改革に着手することが求められる。

<sup>3</sup> スウェーデンでは、80年代末から90年代初めにかけて資産バブルが崩壊し、巨額の不良債権の表面化に伴って銀行危機が発生した。また、世界的な景気後退の中、バブル崩壊や国際競争力の低下が経済成長率低下に拍車をかけ、深刻な景気後退に陥った。92年末には一連の欧州通貨危機が、経済に対する信認の低下したスウェーデンにも波及し、変動相場制への移行を余儀なくされるとともに大幅な為替減価を経験した。

## 第2-3-1図 景気循環と財政再建のタイミング



(備考) 1. OECDより作成。  
2. 循環的収支は財政収支から構造的収支を除いたもの、利払い費は構造的収支から構造的プライマリー収支を除いたもの。

## 景気低迷期に財政再建を開始したケース

景気が減速又は悪化する中での財政再建については、経済・金融が危機的状況に直面したケースや、マーストリヒト条約における収れん基準<sup>4</sup>の達成等、政治的な要請を満たすために着手せざるを得なかったケースが観察される。

前者に該当するニュージーランドは、70年代以降徐々に顕在化した失業やインフレ等の諸問題を、賃金や物価の凍結等、強力な政府介入によって抑え込んでいたが、84年の総選挙を巡る政治的混乱が為替の急激な減価を引き起こし、経済的な危機に陥った。総選挙で誕生したロンギ政権は、政府統制を廃止し、大規模な自由化を始めとする経済改革、行財政改革に着手したが、景気後退期における構造調整が景気を更に下押ししたことから、経済低迷は90年代初めまで続き、財政赤字も80年代後半から90年にかけてGDP比4～5%台と高止まりした。その後、90年の政権交代で誕生したボルジャー政権下では、財政責任法の制定を始め、将来にわたる財政の信頼性と透明性を確保するシステムが構築され、90年代半ば以降の高成長の中で財政黒字を達成、08年までほぼ毎年維持してきた。また、アイルランドでも、80年代半ばまでスタグフレーションにより経済が著しく低迷し、財政赤字が拡大したが、景気回復が遅れる中で増税や歳出削減による財政再建が進められた。

他方、後者には、マーストリヒト条約における収れん基準の達成という条件を課せられたヨーロッパ諸国が該当する。99年の通貨統合（欧州経済通貨同盟）への参加を希望する国は、参加条件として、97年までに財政赤字をGDP比3%以内及び債務残高を同60%以内に抑制することなど、財政やインフレ等に関する基準を達成することが求められた。世界的に景気が後退する中で、ヨーロッパ各国のGDPギャップはマイナス幅が拡大する局面にあったが、こうした基準達成のため、厳しい経済状況にもかかわらず、各国では臨時措置を含む大規模な財政再建が断行された。スペインでは、93年の財政赤字がGDP比7.5%まで拡大したが、歳出削減を中心とする財政再建に取り組むとともに、インフレの抑制や規制緩和及び労働市場改革を推進して潜在成長率の向上を図り、基準を達成した。また、イタリアでは、93年の財政赤字が同10.1%、

---

<sup>4</sup> 92年に締結されたマーストリヒト条約において、97年までに以下の基準を達成することとされた。（1）物価安定：直近1年間における物価上昇率が加盟国中最も低い3か国の平均値を1.5%ポイント以上上回っていないこと、（2）財政安定：原則として、一般政府財政赤字がGDP比3%以下であり、累積債務残高が同60%以下であること（ただし、十分な速度で減少し、60%に近づきつつあれば良いとされた）（3）金利安定：名目長期金利が、加盟国中最も物価上昇率が低い3か国の平均値を2%ポイント以上上回っていないこと、（4）為替安定：統合参加前の2年間、通貨切下げを実施せず、直近1年間において通貨が欧州為替相場メカニズム（ERM）の許容変動幅内に収まっていること。98年5月の臨時欧州委員会において、11か国（ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、ベルギー、オーストリア、フィンランド、ポルトガル、アイルランド、ルクセンブルク）が基準を達成したと認められ、99年1月から統一通貨ユーロが導入された。

債務残高が同 116%に上り、収れん基準の達成が特に疑問視されたが、通貨統合への参加が経済発展に不可欠との認識から、GDP比約1%に及ぶ一時的増税を始めとして、増税及び歳出削減、構造改革に取り組み、財政赤字削減を進めた。

## (2) 財政再建のペース

財政再建に当たっては、急激な再建策の実施が景気の下押し圧力となり、税収の低下等を通じて財政収支を悪化させる可能性もある。ここでは、1980～90年代を中心に財政再建を達成した成功事例を取り上げ、そのペースをみることにする(第2-3-2表)。

なお、以下では、各国で特に財政再建に注力したとされる政権をベースに、再建策の開始と終了のタイミング(あるいは政権の任期)を特定して財政再建期間としている。また、財政再建のペースについては、財政収支と、その要因である構造的収支、循環的収支の3点から分析している。なお、構造的収支については、財政再建策の成果を把握するため、利払い費を除いた構造的プライマリー収支をみることにする。

第2-3-2表 80年代以降の成功事例における財政再建のペース

	政権	再建期間 (A) (年間)	改善幅 (潜在GDP比、%)			再建ペース (%/年)			経済成長率 (実質)
			財政収支 (B)	構造的 プライマリー収支 (D)	循環的収支 (C)	財政収支 (B/A)	構造的 プライマリー収支 (D/A)	循環的収支 (C/A)	
カナダ	マルルーニ	9(84～93年)	0.7	2.7	0.7	0.1	0.3	0.1	2.3
	クレティエン	4(93～97年)	8.5	7.1	1.0	2.1	1.8	0.3	3.4
オーストラリア	ホーク	7(84～91年)	1.9	1.8	0.2	0.3	0.3	0.0	2.9
	キーティング	3(93～96年)	2.2	2.0	0.6	0.7	0.7	0.2	4.1
スウェーデン	ハワード	4(96～00年)	2.5	0.5	0.7	0.6	0.1	0.2	4.2
	カールソン	2(94～96年)	5.5	5.9	0.7	2.8	3.0	0.4	2.9
アメリカ	パーション	3(96～99年)	4.0	2.0	1.8	1.3	0.7	0.6	3.8
アメリカ	クリントン	8(93～01年)	4.4	2.5	0.9	0.6	0.3	0.1	3.6
ニュージーランド	ロンギ	3(86～89年)	3.1	3.6	1.1	1.0	1.2	0.4	1.3
	ボルジャー	7(90～97年)	5.7	1.7	0.9	0.8	0.2	0.1	3.4
英国	メージャー	4(93～97年)	5.6	5.2	1.3	1.4	1.3	0.3	3.4
	ブレア	4(97～01年)	2.9	1.5	0.3	0.7	0.4	0.1	3.4
ドイツ	コール	6(92～98年)	0.3	1.8	1.1	0.1	0.3	0.2	1.4
フランス	バラデュール (ミッテラン大統領下)	2(93～95年)	0.9	0.9	0.2	0.5	0.5	0.1	2.2
	ジュベ (シラク大統領下)	2(95～97年)	2.1	2.6	0.4	1.1	1.3	0.2	1.6
スペイン	ゴンサレス	4(92～96年)	0.7	2.4	2.0	0.2	0.6	0.5	1.6
	アスナール	8(96～04年)	4.3	0.1	1.5	0.5	0.0	0.2	3.7
アイルランド	フィッツジェラルド	5(82～87年)	5.1	7.5	2.2	1.0	1.5	0.4	2.3
フィンランド	アホ	2(93～95年)	1.7	1.1	1.8	0.9	0.6	0.9	3.8
	リッポネン	8(95～03年)	8.1	6.0	1.2	1.0	0.8	0.2	3.7
11か国の単純平均		8.6	6.1	5.4	0.5	0.8	0.7	0.1	2.8

- (備考) 1. OECD、各種資料より作成。  
 2. 再建期間が特定できるものは特定し、それ以外は政権の任期期間とした。  
 3. ニュージーランドは86年以前のデータがないため、ロンギ政権は86年からとしている。  
 4. ドイツは、92年以前のデータがないため、コール政権は92年からとしている。

### 財政収支の改善ペース

財政収支の改善ペースをみると、年平均2%台から1%未満まで状況は様々である。

改善ペースが速い事例としては、カナダのクレティエン政権、スウェーデンのカールソン政権、英国のメージャー政権等が挙げられる。こうした事例の内訳をみると、構造的プライマリー収支の改善ペースも速い。同収支は財政再建策の成果を反映するものであり、各国における積極的な再建策の推進が寄与したものと考えられる。

一方、緩やかなペースで構造的プライマリー収支が改善し、財政再建を達成した事例もある。オーストラリアでは、ホーク、キーティング、ハワードの3政権の下で継続的に財政再建が進められ、構造的プライマリー収支の改善ペースは1年当たり平均0.4%（潜在GDP比）と比較的緩やかであるものの、財政収支の黒字転換を達成している。なお、循環的収支については、ホーク政権では91年の景気後退を反映し若干のマイナスとなったが、他の2政権ではプラスを維持している。

#### 速いペースの財政再建がもたらすリスク

一般的に、財政再建が急速なペースで実施される場合、政府支出及び公共投資の減少や増税による国民の可処分所得の減少等を通じて、短期的には経済に与えるマイナスの影響が大きくなる。構造的プライマリー収支が急速に改善する一方、循環的収支がマイナスとなった例としては、ニュージーランドのロンギ政権、フランスのジュペ内閣等が挙げられる。

ニュージーランドのロンギ政権期では、84年に通貨危機が発生したことから、その打開策として緊急に構造改革、財政再建を進めなければならない状況に陥った。経済成長は鈍化傾向にあったものの景気を考慮する余裕はなく、改革が推し進められた結果、構造的収支については一定の改善がみられた半面、循環的収支の赤字は大きく拡大し、財政収支の改善幅を押し下げることとなった。フランスのジュペ内閣下では、ユーロ加盟の条件となるマーストヒリト条約の収れん基準を満たすために、短期間で財政再建が進められた。循環的収支はマイナスで推移し、急速な財政再建策の実施も影響したものと考えられる。

一方、スウェーデンのカールソン政権やカナダのクレティエン政権のように、速いペースで構造的プライマリー収支が改善し、かつ循環的収支がプラスとなった例もある。循環的収支がプラスになった要因として、スウェーデンのカールソン政権では、通貨クローナの3割を超える大幅な減価による輸出拡大が景気回復を下支えしたこと、カナダのクレティエン政権では、財政再建開始後にアメリカの景気後退が終了し、経済環境が好転するなど、いずれも外部環境の変化がプラスに作用したことなどが背景にある。

### 望ましい財政再建ペース

以上を整理すると、外部環境の改善や為替レートの大幅な減価による輸出拡大等により、財政再建が経済に与える負の影響が相殺されたため、経済成長を維持しながら速いペースで財政再建を達成した例もある。一方、緩やかなペースで継続的に財政再建に取り組み、安定的な経済成長と両立した例もある。財政再建のペースについては、経済危機等の特別な事情がない限り、複合的な要素を勘案して経済に及ぼす影響を抑制しながら調節されることが望ましい。

### (3) 景気の変動リスクへの対応

#### 景気循環への配慮を規定したルールの設定

財政再建に当たっては、厳しい財政規律を維持しながらも、景気の変動リスクに対する柔軟性を確保するための例外的な状況に対処するための規定（いわゆるエスケープ・クローズ）を設けることも重要となる。例えば、景気後退時あるいは通常の景気循環を超える重大な経済危機等が生じた場合に、財政の再建目標やその達成時期の変更等、適切な措置を講じられるような仕組みを設けておくことで、マクロ経済の安定化とともに、財政再建の継続性を確保することが可能となる。

エスケープ・クローズの重要性を示唆する例として、90年代後半の日本の経験が挙げられる。日本では、93年10月から97年にかけて景気が拡大したことを背景に財政構造改革に向けた検討が開始され、「03年度までのできるだけ早期に、国及び地方の財政赤字GDP比を3%以下とする」ことを目標とした財政構造改革法が97年11月に成立した。しかしながら、97年4月の消費税率引上げ（3%から5%）に伴う駆け込み需要の反動や同年夏に発生したアジア通貨危機の影響、金融機関破たんによる金融システム不安等が重なったこともあり、景気後退が深刻化した。こうした状況の中、エスケープ・クローズがなかったため、同法に沿って98年度予算は緊縮的な財政政策スタンスがとられた結果、景気の落込みは更に深刻なものとなった。財政再建のタイミングの問題とともに、景気変動によるリスクを考慮した柔軟な仕組みが欠如していたと考えられる。

#### 各国の状況

各国の状況をみると、アメリカ、英国、ユーロ圏諸国、スウェーデン等では景気変動リスクに対応する制度的仕組みが設けられている（第2-3-3表）。なお、英国では、今般の世界的な経済・金融危機を受けて、現在、財政規律（ゴールデン・ルール、サス

ティナビリティ・ルール)の適用を一時的に止める措置を採っているほか、EUにおいても現在の厳しい経済情勢は「例外的な状況(exceptional circumstance)」とされ、安定成長協定が定めるGDP比を超える財政赤字が許容されている。

第2-3-3表 景気循環への配慮を規定した条項

導入国	措置の名称	主な内容
アメリカ	予算執行法 (90年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間の財政赤字上限額を設定し、キャップ制、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則等による歳出抑制措置を通じてもなお財政赤字が発生する場合には、大統領命令による一律削減を適用</li> <li>・ただし、赤字上限額については、経済情勢に応じて大統領が調整可能</li> </ul>
英国	ゴールデン・ルール (98年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景気循環を通じて、公的部門の借入は投資目的に限定</li> <li>・経常的歳出は税収で賄う</li> </ul>
	サスティナビリティ・ルール(98年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景気循環を通じて、公的部門の純債務残高を安定的かつ慎重な水準(GDP比40%以下)に維持</li> </ul>
ユーロ圏諸国	安定成長協定 (97年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーロ参加国は、一般政府財政赤字GDP比を3%以下に保たなければならない</li> <li>・違反する場合は、一定額の預託金を没収する形で制裁金を賦課。ただし、深刻な不況期等には例外的に制裁金は課さない</li> </ul>
スウェーデン	財政ルール (97年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般政府レベルで、景気循環を通じて、長期的にGDP比2%の財政黒字を平均的に維持</li> </ul>
ニュージーランド	財政責任法 (84年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政収支、債務残高、歳出等の長期目標と短期目標を設定</li> <li>・長期目標として、歳出は平均的にGDP比35%に保つ。債務残高(グロス)は、景気の循環を通じて、平均的にGDP比30%以下に保つ</li> </ul>
オーストラリア	予算公正憲章法 (98年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景気の循環を通じて、平均的に、財政収支を均衡させる(主目標)</li> </ul>

(備考)各種資料より作成。

### 景気変動リスクに対する対応の評価

景気後退局面における財政再建は、「景気循環増幅的」(pro-cyclical)な効果をもたらす可能性が高く、マクロ経済の安定並びに財政再建の持続性の観点からエスケープ・クローズのような弾力条項を設けることは必要であると考えられる。ただし、規定の設計が十分でない場合、あるいは運用が恣意的に行われる場合には、財政再建に対するクレディビリティを失い実現性も低下するといった弊害をもたらすことに留意が必要である。

例えば、英国においては、98年に制定したゴールデン・ルールやサスティナビリティ・ルールによって景気変動の影響を踏まえた柔軟な予算編成が可能となった一方、財政規律を遵守しているかどうかの評価に重大な影響を与える景気循環の開始時期の



認定において、事後的に変更（99年から97年前半に変更）が行われた（05年7月）。こうしたことから、ルールを遵守しているかどうかの評価基準があいまいではないかという指摘がなされた。

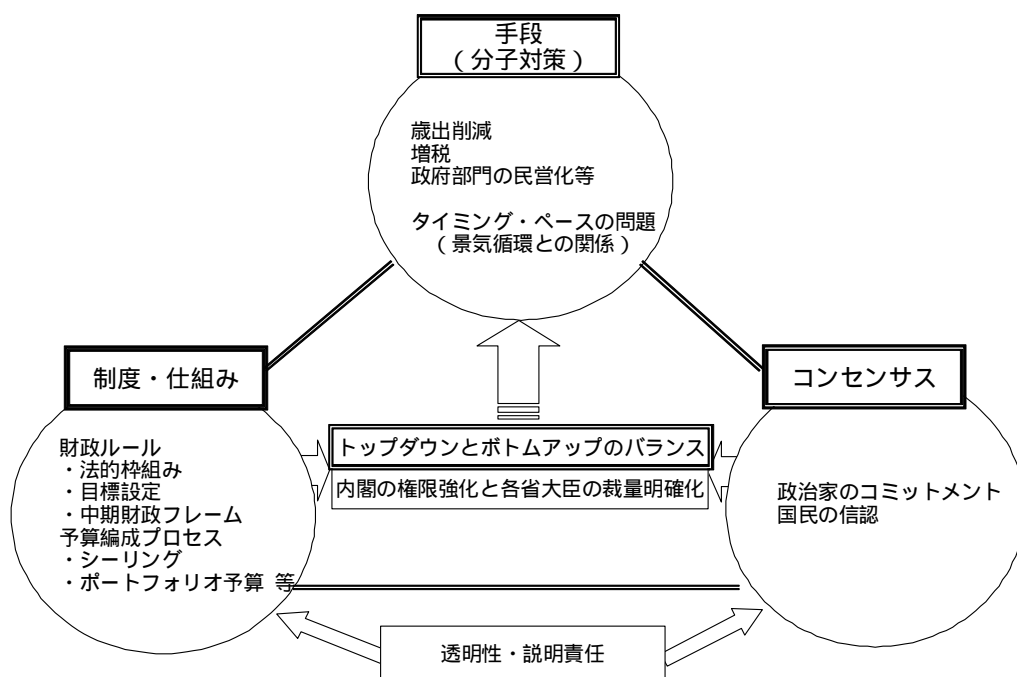
## 2. 成功事例における財政再建策

ここでは、財政赤字削減策とそれを支える制度・仕組みについて、財政再建の成功事例を検証する。

財政再建に成功した国々の財政収支の変化の構造をみると、80年代後半から90年代にかけて構造的・基礎的財政収支が大きく改善した結果、財政収支の黒字転換を達成しており、財政再建策が大きく寄与していることが示唆される（前掲第2-3-1図）。特に、カナダ、オーストラリア、スウェーデン、ニュージーランドでは、以下にみるように、(i) 財政赤字削減手段、(ii) 実効性を高める制度・仕組み、(iii) 国内のコンセンサスの確保等に工夫がみられ、早い段階から財政再建メカニズムを確立して取り組んできたことが、成功の背景にあると考えられる。

成功事例における財政再建策の特徴を概括したものが、以下の図である（第2-3-4図）。個別の取組については、第4節において詳述するが、以下ではこれらのポイントに沿って横断的に検証する。

第2-3-4図 成功事例における財政再建策のイメージ



## ( 1 ) 財政赤字削減の手段 ( 歳出削減と増税 )

財政赤字縮小のための直接的な手段として、歳出削減、増税等の措置が挙げられるが、その有効性については様々な見解がみられる。先行研究の多くは、オーストラリアやスウェーデン等、財政の健全性を維持している国では、歳入増加策よりも歳出削減策に重きを置き、歳出の中では社会保障を抑制する傾向があると指摘している<sup>5</sup>。I M F ( 2010 ) は、歳出削減を中心とする財政再建の方が、増税を中心とする財政再建よりも経済への負の影響が小さく、G D P、失業率、国内需要の低下率が小さいと指摘している<sup>6</sup>。Alesina and Perotti ( 1996 ) は、増税による財政再建よりも、歳出削減、とりわけ移転支出と公務員給与の削減の方が持続的で成功しやすいことを指摘している<sup>7</sup>。これに対し、歳出規模抑制と共に、歳入増加も重要とする分析もある<sup>8</sup>。

### 歳出削減

多くの先行研究で、歳出削減策の有効性を挙げており、その中で特に指摘されているのが社会保障費の削減である。高齢化の進展は各国共通の現象であり、今後、多くの国で社会保障費の大幅な拡大が予想されているが、制度改革等を通じて歳出の削減あるいは抑制が図られる場合には、その効果は将来にわたるものであることから、財政の持続的な改善が期待される。また、補助金等の削減も有効性が指摘されている。補助金を導入する背景は様々であり、削減を進めることが経済にとって必ずしも望ましいわけではないが、非効率な事業を誘発するような補助金を削減する場合には、財政負担の軽減とともに資源配分のゆがみの是正を通じて経済成長を高めることから、財政再建を後押しする可能性がある。実際に、各国でも社会保障費削減や補助金削減に取り組む事例が多くみられる ( 第 2-3-5 表 )。その他、公務員数の削減等を通じて経常的支出の抑制を図る例もみられる。

<sup>5</sup> I M F ( 2010d )、O E C D ( 2007a )、Alesina and Ardagna ( 1998 ) 等

<sup>6</sup> I M F ( 2010d )

<sup>7</sup> Alesina and Perotti ( 1996 )

<sup>8</sup> 歳入増加策は、新規施策の実施等に伴う歳出増とセットで実行されることが多いため、財政再建との相関が見かけ上弱くなることを指摘し、歳出・歳入両面の努力が必要としている ( 内閣府 2010b )。

第 2-3-5 表 歳出削減の例

導入国	施策	主な内容
オーストラリア	社会保障費削減	・ 社会保障給付の削減（84 年）
スウェーデン		・ 高齢者ケアの質向上と効率化、コスト削減を目指した社会保障制度改革（92 年）、公的年金改革（99 年）を実施
カナダ		・ 社会保障関係費の用途について州の自由裁量範囲を拡大する一方、半額補助から一定額補助に切り替え、総額を減額（96 年）
アメリカ		・ メディケア（90 年、93 年、97 年）、メディケイド（93 年、97 年）の削減
オーストラリア	補助金削減	・ 州政府や国営機関への補助金の削減（84 年）
アメリカ		・ 農業補助金の削減（90 年、93 年）
オーストラリア	公務員数削減	・ 公務員数削減（84 年）及び中央省庁再編、政府企業改革（87 年）
アメリカ	その他	・ 冷戦終結に伴う国防費の削減（「平和の配当」）（90 年代）

（備考）各種資料より作成。

## 増税

歳入増加策として課税ベースの拡大を図る取組がみられるものの、同時に、中長期的な活力を高めるために税率の引下げを行うケースも多く、財政改善効果としては中立的となる傾向がみられる（第 2-3-6 表）。増税は、ヨーロッパやオセアニア各国の成功事例において、財政再建の手段として積極的に導入されたケースはこれまで多くなかった。

これに対し、90 年代のアメリカでは積極的に増税政策が進められ、個人所得税、法人税等の税率引上げ、メディケア保険料の引上げのほか、個別品目（自動車燃料、たばこ、アルコール等）に対する消費税増税等が実施された（第 2-3-6 表）。景気回復局面に入り循環的な要因から税収が拡大したことも大きく寄与したが、株式市場の活況を背景にキャピタルゲインが増加する中で高所得層に対する税率引上げが行われたことは、増税による財政赤字削減効果を一層高めたと考えられる<sup>9</sup>。

<sup>9</sup> 当時のルービン財務長官も、「赤字削減策の半分は歳出削減によるもの、残りの半分は増税によるものだった」と評価している。

第 2-3-6 表 増税措置の例

導入国	施策	主な内容
オーストラリア	所得税	・課税ベースの拡大、減税延期、各種減免措置の縮小（84 年）
アメリカ		・所得税の税率引上げ（90 年、93 年） ・遺産税の税率引上げ（93 年）
アメリカ	法人税	・法人税の税率引上げ（93 年）
ニュージーランド	付加価値税	・所得税及び法人税の税率引下げ等と同時に導入（86 年）
アメリカ	その他	・社会保障税の課税強化（90 年、93 年） ・自動車燃料税、たばこ税、アルコール飲料税等（90 年）

（備考）各種資料より作成。

## （ 2 ）財政再建策の実効性を高める制度・仕組み

財政赤字削減策の実効性を高めるとともに、財政再建の持続性を確保、あるいは再建後の財政の健全性を維持していくためには、制度的担保の有無及び有効性も非常に重要である。これらの実現に貢献してきた各国の制度・仕組みの事例について、「法的枠組み」、「目標設定の在り方」、「中期財政フレーム」、「予算編成プロセス」等のポイントに着目し、以下、考察する。

### 法的枠組み

法的拘束力をもつ財政ルールは、説明責任・透明性の向上を図り、責任ある財政運営の遂行や財政運営の安定化に資することから、拘束力の弱いガイドラインや努力目標等に比べて、必然的に実効性が高いといえる<sup>10</sup>（第 2-3-7 表）。過去の OECD 諸国の財政再建事例の分析によれば、財政ルールが存在する場合には財政再建の規模は有意に大きく、より持続したという結果が得られている<sup>11</sup>。

また、財政ルールは財政再建に取り組む上で必要であるが、財政再建を達成した後、財政の健全性を維持していく上でも非常に重要である。財政収支が黒字化すると、減税や歳出増加を要請する動きが高まるためである。実際、アメリカでは、1998 年度から 2001 年度にかけて財政黒字を達成したが、黒字転換と長期にわたる黒字の見通しの発表が財政ルールの運用を弛緩させ、2002 年度以降、再び財政赤字に陥っている。こ

<sup>10</sup> 例えば、オーストラリアでは、96 年に、行財政改革推進のために立ち上げた国家監査委員会（NCA：National Commission of Audit）が、当時のオーストラリアの財政政策について、「明確な財政戦略を設定し、その結果を報告する法的義務を政府が負っていないこと」を問題点として指摘し、法律の制定を勧告している。それを受けて、98 年に予算公正憲章法が制定された。

<sup>11</sup> OECD（2007a）

の点に関し、オーストラリアでは、将来の経済成長見通しが健全な間は、財政黒字を維持することが規定されていた<sup>12</sup>。

第 2-3-7 表 法的拘束力を持つ財政ルール

導入国	施策	主な内容
ニュージーランド	財政責任法（94年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な財政戦略、予算編成の基本方針等、財政運営全般に関する基本的な枠組みを規定</li> <li>・財政戦略レポート等においてルールの遵守状況を検証</li> <li>・それぞれの法律に基づく閣議決定によって、ニュージーランドは長期及び短期目標を、オーストラリアは主目標及び副目標をそれぞれ具体的に設定</li> </ul>
オーストラリア	予算公正憲章法（98年）	
英国	財政安定化規律 <sup>13</sup> （98年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期財政運営全般に関する原則等基本的な枠組みを規定</li> <li>・プレバジェット・レポート等においてルールの遵守状況を検証</li> </ul>
アメリカ	予算執行法（90年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁量的経費について、毎年の歳出予算法で支出上限を設ける「キャップ制」を導入</li> <li>・義務的経費について、新たに歳出増・歳入減を伴う政策を実施する場合に、別の歳出削減・増収措置を義務付ける「ペイ・アズ・ユー・ゴー原則」を導入</li> <li>・これに反する場合は、大統領命令による一律削減を適用</li> </ul>

（備考）各種資料より作成。

### 目標設定

目標設定については、財政再建に向けた工程やペースを示すものであり、財政再建に対するコンセンサスを形成する上でも重要である（第 2-3-8 表）。ただし、厳格な数値目標が設定される場合に、景気の変動リスクに対する柔軟性を欠くと、マクロ経済政策運営との整合性を欠き、財政再建の持続性やクレディビリティを失うおそれがある。この点に関しては、既に述べたとおり、多くの国で景気循環に配慮した規定等を採用して対応している。

このほか、債務残高の水準について目標を設定する例もある。債務残高の拡大は、利払い費の増加により財政の硬直化を招くとともに、金利の上昇を通じて民間投資を減退させるおそれがある（クラウディング・アウト効果）。EU、英国、ニュージーランド等では、債務残高を適切に管理することを求めている。

<sup>12</sup> 98年度から07年度予算の副目標において規定。

<sup>13</sup> 財政安定化規律は厳密には法律ではなく、閣議決定によって定められたものであるが、特別に議会で承認を得る手続を経ている。

第 2-3-8 表 財政健全化のための目標設定

導入国	主な内容
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 91～95 年度の 5 年間で、約 5,000 億ドルの財政赤字削減（O B R A 90）</li> <li>・ 94～98 年度の 5 年間で、約 5,050 億ドルの財政赤字削減（O B R A 93）</li> <li>・ 98～02 年度の 5 年間で、約 1,750 億ドルの歳出削減、02 年度に均衡財政を達成（B B A 97）</li> </ul>
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 96 年度までに財政赤字を GDP 比 3 % まで削減（93 年）</li> </ul>
E U	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政赤字を GDP 比 3 % 以内、政府債務残高を GDP 比 60% 以内にそれぞれ抑制（マーストリヒト条約：93 年）</li> </ul>
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景気循環を通じて、平均的に財政収支を均衡させる（96 年）</li> </ul>
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景気循環を通じて、GDP 比 2 % の一般政府財政黒字を維持（97 年）</li> </ul>
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政収支、債務残高、歳出等の長期目標と短期目標を設定</li> <li>・ 長期目標として、歳出は平均的に GDP 比 35% に保つ。債務残高（グロス）は、景気の循環を通じて、平均的に GDP 比 30% 以下に保つ</li> </ul>

（備考）各種資料より作成。

### 中期財政フレーム

財政民主主義の観点から、予算は多くの国で単年度ベースで編成されているが、予算単年度主義に対しては、年度内に予算を使い切ろうとする傾向を生んだり、予算が短期的視点で立案され、経済政策運営の中長期的な安定を損ねるなどの批判がある。単年度の予算編成を維持しつつ、その欠点を補うのが中期財政フレームである（第 2-3-9 表）。中期的な経済・財政見通しに基づく財政運営・予算編成を行うことで、支出の効率性を高め、財政再建をより着実に進めることが可能となる。中期財政フレームにはさらに歳出総額やその内訳に上限額を設定する取組等、財政規律を担保する仕組みが規定されているものもある。

スウェーデン、英国、オーストラリア、ニュージーランドでは、予算編成に当たり経済見通しとの整合を図ることが要請されており、見通しの拘束力が強い。アメリカについては、予算編成に対する見通しの拘束力はこれらの国ほど強くないが、議会における予算審議の前提となることから、重要な役割を果たしている。

第 2-3-9 表 効率的な予算編成のための中期財政フレーム

導入国	施策	主な内容
スウェーデン	フレーム予算、 支出シーリング（96 年）	・歳出見通しに基づき、将来 3 か年の歳出総額に対する シーリングを設定
英国	歳出見直し（98 年）	・歳出を(1)省庁別歳出限度額、(2)各年度管理歳出に分け、 前者について今後 3 年間の省庁別歳出額の大枠を決定 ・次に歳出見直しが行われる 2 ～ 3 年後までは見直しは行 わない
オーストラリア	将来見通し（83 年）	・次年度予算とその後 3 年間を対象とし、省庁別歳出額等を ベースラインとして固定 ・厳格に歳出を拘束しないが、政策の変更等がなければ改定 されない ・省庁が歳出増を伴う新規施策を提案する場合には、既存 施策のスクラップが求められる
ニュージ ーランド	ベースライン（89 年）	・ベースラインに基づいて予算編成を実施 ・厳格に歳出を拘束しないが、政策の変更等がなければ改訂 されない ・省庁が歳出増を伴う新規施策を提案する場合には、既存 施策のスクラップが求められる
アメリカ	経済・財政見通し （OMB、CBO）	・年 2 回、行政管理予算局と議会予算局 <sup>14</sup> が中期的な経済・ 財政見通しを発表 ・行政管理予算局の見通しは、大統領が議会に提出する予算 教書の前提となっており、予算編成とリンク

（備考）各種資料より作成。

### 予算編成プロセスの改革

財政政策は、財政民主主義の観点から、当然のことながら政治プロセスを経る必要があるが、政治情勢によっては、短期的な政策の振れが、財政再建に影響を与えることがある。前述の財政ルールや目標に従って、着実に財政再建を進めるためには、内閣のリーダーシップが重要となる。内閣への権限集中を意図した閣内委員会設置や、内閣の役割を明確化して権限を強化する一方で、各省庁を所管する大臣の役割・裁量を拡大、明確化させ、トップダウンとボトムアップのバランスを図る施策も導入されている（第 2-3-10 表）。

その他、予算編成プロセス改革では様々な政策が導入されているが、前述の財政ル

<sup>14</sup> アメリカでは、予算は複数の法律として成立するものであり、その作成権は議会にある。裁量的支出については、各省庁別の予算を定める 13 本の歳出予算法の成立が必要であるなど、議会の権限が大きい。このため、政府の試算である OMB の見通しとは別に、CBO が独自に見通しの試算を行い、予算審議に役立てている。

ールとの相互効果が期待されるのが、支出総額へのシーリング設定である。多くの国でシーリングが採用されているが、それらは原則改定されないケースと毎年改定されるケースとに二分される。

第 2-3-10 表 予算編成プロセス改革のための施策

導入国	施策	主な内容
英国（81年） オーストラリア（84年）	閣内委員会設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣への権限集中を確保する枠組み</li> <li>・首相や財務大臣等数名で構成</li> <li>・予算の編成方針、優先分野等を集権的に決定</li> </ul>
オーストラリア	ポートフォリオ 予算（84年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定のシーリングの下、大臣所管の政策分野内で資源再配分を行う</li> <li>・ポートフォリオ内での配分には大臣に大きな裁量</li> </ul>
	経常経費一括配賦 システム（87年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来予算上別項目に分かれて割り当てられていた経常的経費を省庁ごと一括配賦</li> <li>・用途については各省に大きな裁量</li> </ul>
スウェーデン	支出総額への シーリング設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政法（95年）に規定されたフレーム予算で、3か年の歳出総額にシーリングを設定</li> <li>・設定されたシーリングは議会の議決が見直されない限り改定されない</li> </ul>
オーストラリア		<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年改定を実施。前述の「将来見通し」（83年）が実質的にシーリングの機能を果たす</li> <li>・シーリングを修正する場合、他の歳出減または歳入増を図る</li> </ul>
ニュージーランド		<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年改定を実施。前述の「ベースライン」（83年）が実質的にシーリングの機能を果たす</li> <li>・また、政権期間中の3年間合計の裁量的歳出増にキャップをかける（96年）</li> </ul>

（備考）各種資料より作成。

### （3）財政再建に対する国民の理解の確保（透明性の確保、説明責任の強化）

財政再建においては、歳出削減や増税措置のいずれを用いても国民に負担を求めることになる。財政再建に対する国民の理解を得るためには、財政状況等の情報の透明性を高め、説明責任（アカウンタビリティ）を強化することが前提条件となる。前述した財政ルールも、法律等において明文化され広く国民に提示している点で透明性の確保、説明責任の強化に資するものである。加えて、以下は、国民に対して直接的かつ理解しやすいように、財政状況や経済財政政策を提示する施策である（第 2-3-11



表) いずれも、透明性を向上させ、国民への説明責任を果たすことを主眼としている。

第 2-3-11 表 財政運営の透明性の確保、説明責任の強化のための施策

導入国	施策	主な内容
英国	プレバジェット・レポートの公表(98年)	・バジェット・レポート公表の数か月前にプレバジェット・レポートを公表し、経済財政に関する政府方針や見通し等を提示
オーストラリア	「予算公正憲章法」における規定(98年)	・年内に複数回及び総選挙時に財政戦略報告書等の公表を義務付け
フランス	予算組織法(01年)	・議会に提出する資料の充実、歳出科目区分の再編により、議会でのより充実した予算審議に貢献
カナダ	事前意見聴取(94年)	・議会での事前予算相談プロセスとして、全国各地でフォーラムを開催し、予算に対する意見陳述の機会を一般国民に提供

(備考) 各種資料より作成。

#### (4) 最近の流れ：予算作成機関から独立した専門性の高い財政政策機関の設置

近年、欧州を中心に、予算作成機関とは別に、専門性の高い財政政策機関の設置が財政再建に効果的との議論が盛んになっている。民主主義の下では、予算編成は政治過程そのものであり、選挙の政治サイクルの中で短期的には財政赤字拡大バイアスが働きやすいことが知られている。このため、90年代からの欧米の財政再建の中では、適切な財政政策ルールの設定により財政政策スタンスに対する政治の影響を小さくし、「脱政治化」(de-politicizing)することが財政再建に有効という議論が有力になった。実際、こうした考え方は、ユーロ圏の成長安定協定を始め各国の財政政策ルールに取り入れられ、大きな成果を挙げてきた。

しかしながら、財政政策運営は、景気の見通しとも複雑に絡み、単純なルールで縛ることは難しく、景気との関係で例外規定を置く場合には、それが緩すぎる場合には財政政策ルールの実効性を減ずることにもなりかねず、ルールの設計は容易ではない。このため、2000年代半ば頃から、財政再建及び財政の健全性維持のための仕組みとして、専門性の高い分析により経済や財政の見通しを作成する財政政策機関の設置の有用性が欧州の経済学者や政府関係者の間で議論されてきた。具体的には、こうした機関が予算の前提となる経済見通しを作成し、また、短期及び中長期の財政見通しや財政政策に関わる政策の評価を行うというものである。

こうした財政政策機関をめぐる議論は、金融政策で専門性の高い分析に基づく政策運営が先進国で一般的になったことも無縁ではない。金融政策については、政治的な

圧力により金融緩和が必要以上に行われ、インフレになるリスクがあるとの認識から、90年代に、我が国も含め多くの国で中央銀行の独立性が確保され専門的な分析に基づいて金融政策が行われるようになり、多くの国で物価の安定が達成されるようになった。このような経験から、財政政策についても、同様に専門性の高い分析を行う機関が財政政策スタンスの決定に関わることにより、政治的バイアスを回避し、財政の持続可能性を確保すべきという考え方が広がっている。

実際に設立されている機関をみると、具体的な業務は様々であるが、エコノミスト等専門性の高い職員が一定の独立性をもって財政政策の根本に係る業務や評価に関わる業務を行う機関であるという点では共通している。

例えば、オランダの「経済政策分析局」(Bureau of Economic Policy Analysis<sup>15</sup>)は、四半期ごとに短期経済見通しを公表するほか、中長期の経済財政見通しの作成、労働や貿易等、様々な経済政策分野に関わる政策評価等を行っている。特徴的なのは、選挙の際に、各政党のマニフェストを実現した場合の経済財政への効果を分析し、公表していることである。これは、86年から行われ、各政党からの依頼を受けてマニフェストに掲げられた政策の経済効果を詳細に分析し、それぞれの政党の政策を実施した場合に財政赤字がどの程度拡大あるいは縮小するか、雇用への影響はどうか、家計の所得にはどのような影響があるかなどについて一覧性のある形で定量的に示している(第2-3-12表)。オランダでは、このような分析が有権者の政権選択に際して非常に有用と考えられており、このため、経済政策分析局の高い専門性とそれに基づく客観的な分析が非常に重要とされている<sup>1617</sup>。

第2-3-12表 オランダの2010年選挙における各党マニフェストの分析報告(抜粋)

	政党名								
	CDA	PvdA	SP	VVD	PVV	GL	ChrU	D66	SGP
財政収支の改善(2015年)(10億ユーロ)	18	11	10	20	15.75	10.25	16	14.75	18
財政の持続可能性の改善(10億ユーロ)	33	31	16	39	17	35	35	37	32
家計の購買力(10億ユーロ)	-3.5	0.25	1.25	-1.5	-2	0	-2.75	-3	-8
企業収益(10億ユーロ)	1	-1	-4.25	-1.25	-2.75	-4.25	-4.75	-1.75	-1.25
構造的雇用創出(%ポイント)	4	2.5	-1	5.75	0.25	4.5	1.25	3.75	2.5

(備考) Bureau for Economic Policy Analysis “CHARTED CHOICES 2011-2015”より作成。

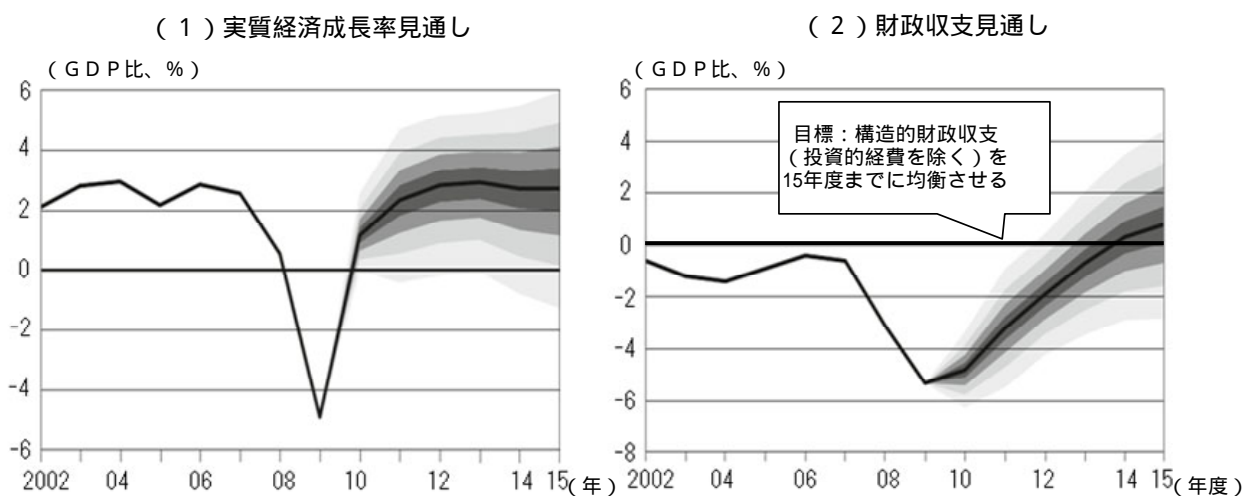
<sup>15</sup> 現地語では、Centraal Planbureau (CPB)。

<sup>16</sup> なお、経済政策分析局は、中央政府の一機関であるが、分析内容については独立性を確保している。

<sup>17</sup> このほか、オーストラリアでは、総選挙決定後10日以内に、現政権の予算とその執行状況を前提とした経済・財政に関する見通しを公表している。ニュージーランドも同様の見通しを選挙前に公表している。

また、英国では、10年5月の総選挙による政権交代を機に、新たに「財政責任局」(Office for Budget Responsibility)が設置され、予算の前提となる経済見通しの作成のほか、予算案が実現した場合の経済への影響、予算案と財政目標の整合性等を財務省から独立した立場で評価している。その成果は、既に6月のバジェット・レポートに現れており、経済見通しのほか、予算案と今後の経済財政見通し、財政目標の関係をファン・チャートで分かりやすく示し(第2-3-13図)、今回の予算案により50%以上の確率で財政目標を実現できるといった評価を行っている。

第2-3-13図 英国の経済成長率及び財政収支見通し



このような専門性の高い財政政策機関の設置が欧州を中心に広がっており、OECDの政策勧告でも取り入れられるようになってきている<sup>18</sup>。

また、アメリカの議会予算局(CBO)やカナダの議会予算局(PBO: Parliamentary Budget Office)は、エコノミストを中心とする専門的知見をもつ職員が独立して経済財政見通しを行い、議会における審議に重要な参考資料を提供しており、実質的には前述のような財政政策機関と同じ役割を果たしている。

さらに、EU加盟国については、欧州委員会が経済見通しの作成や、成長安定協定に照らした加盟各国の財政政策スタンスの評価を行っているが、ギリシャ財政危機を契機に各国財政の評価・監視機能を高めるべきとの声が内外で高まっている。例えば、

<sup>18</sup> なお、OECD諸国を対象とした分析では、予算作成機関から独立した財政政策機関をもつ国の方が財政状況がよいという結論になっている。ただし、そもそも財政健全化の意識が高い国の方がこうした機関をもつ傾向があるのではないかとの見方もあり、実証分析では明快な結論を得ることが難しい(OECD(2010)、Debrun and Kumar(2008))。

ECBは、欧州委員会の中に卓越した専門人材を集めて、各国の財政状況を評価し、欧州理事会等に報告する組織を立ち上げるべきとの提言を行った<sup>19</sup>。こうしたことから、現在、欧州委員会では経済・財務総局(DG ECFIN)の組織再編により体制強化を図っている。

財政政策運営に関わる組織の在り方については、国の成り立ちや置かれた環境にも関わるため、ベスト・プラクティスを一概に論じることは難しい<sup>20</sup>。しかしながら、政治的な財政赤字拡大バイアスの存在や、予算の前提となる見通しが楽観的になりがちであることは多くの国でみられる事象であり、予算作成機関とは別に、こうした専門性の高い財政政策機関の役割は着実な財政再建を進める上で重要と考えられる。

### 3．財政再建とその他の政策との関係

#### (1) 財政再建と金融政策

財政再建が経済に及ぼす短期的な悪影響を和らげるために、緩和的な金融政策を実施することも、財政再建の実効性・持続性を高める上で有効である。その事例の一つとして、アメリカのクリントン政権期の取組が挙げられる。クリントン政権期では、第4節で詳述するように精力的に財政再建策が進められる一方、景気が回復局面に入った後もしばらくは利上げに慎重な姿勢が採られ、金融面においても緩和的な金融政策が実施されたことが財政再建を後押しした。これにより、財政再建は軌道に乗り、98年度から01年度にかけて財政収支は黒字となった(第2-3-14図)。

90年代のFFレートの水準について、テイラー・ルールによって導かれる理論値と照らしてみると、景気回復局面に入った92~93年においても大きく理論値を下回っており、S&L危機後のバランスシート調整への考慮もあって緩和的な水準が維持されたことがうかがえる。アメリカでは80年代から90年代にかけて比較的テイラー・ルールに沿った形で金融政策が実施されてきたが、90年代前半におけるこうした緩和的な措置は、早期引締めによる実体経済の腰折れを回避し、結果としてその後の持続的な景気回復を導く役割を果たしたと考えられる。

なお、クリントン政権期の財政再建は、政府の財政再建に対するコミットメント、国民に対する十分な説明と信認の確保により、市場から高く評価され、長期金利も低

---

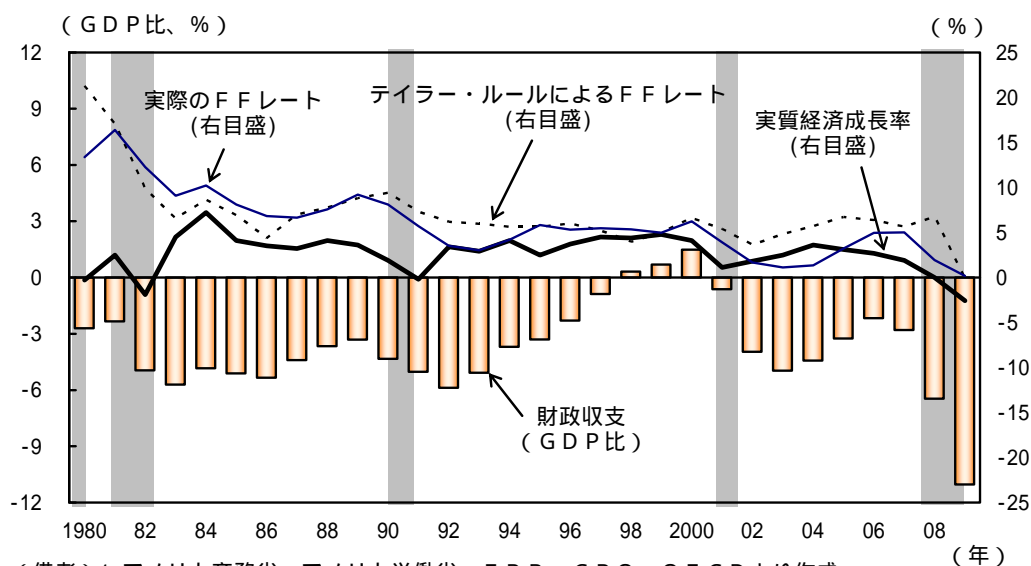
<sup>19</sup> ECB (2010)

<sup>20</sup> 例えば、オーストラリア連邦政府には、財務省(Treasury)と予算・規制緩和省(Department of Finance and Deregulation)が存在する(詳細は第4節参照)

下し、実体経済を下支えした。大統領就任後初のとりまとめとなった94年度予算案は、財政再建策を盛り込んだ緊縮的な内容となったが、議会はこれに強く反発し審議は難航した。しかし、最終的には当初案に沿った形で予算が成立し、クリントン政権の財政赤字削減に取り組む力強い姿勢が市場で高く評価されることとなった。当時の大統領経済諮問委員長らによる評価にもあるとおり、こうしたプロセスを経て財政再建の実現性に対する市場の信頼を得た結果、リスクプレミアムの上昇による金利上昇が回避されたと考えられる<sup>21</sup>。

こうしたことから、この事例は財政再建と緩和的な金融政策が相乗効果を発揮した好例といえる。

第 2-3-14 図 アメリカの金融政策と財政再建



- (備考) 1. アメリカ商務省、アメリカ労働省、FRB、CBO、OECDより作成。  
 2. 網掛け部分は景気後退期。  
 3. 理論FFレートは、  

$$FF\text{レート} = \text{均衡実質金利} + \text{インフレ率} + \alpha \times (\text{インフレ率} - \text{目標インフレ率}) + \beta \times \text{GDPギャップ}$$
 で求める。なお、 $\alpha$  と  $\beta$  は、テイラーが特に1985年以降の金融政策に対する説明力が高いとした  
 $\alpha = 0.5$ を使用。  
 4. 均衡実質金利は2.5%、インフレ率はCPI総合を使用。

## (2) 規制改革、労働市場改革による潜在成長率の上昇を通じた財政再建

構造改革は、歳出削減のための個別の財政再建策と関連しているだけではなく、潜在成長率の上昇に寄与することにより、財政収支GDP比改善の上で分母対策に資するものである。ここでは、民営化、規制改革の取組事例について考察する。

<sup>21</sup> Blinder and Yellen (2001)

#### ( i ) 政府部門の民営化

政府部門の民営化は、業務運営を効率化する効果が期待されるとともに、公務員数の削減により、実質的には政府支出削減の効果も持ち合わせている<sup>22</sup>。例えば、オーストラリアでは 80 年代より電気・通信、航空・鉄道を中心とした国営企業の民営化や資産売却が行われた。ニュージーランドにおいても、88 年以降、鉄鋼、郵便、航空、通信等の国営企業の民営化が実施されている<sup>23</sup>。

#### ( ii ) 規制緩和

オーストラリアでは、95 年から国家競争政策が実施されている。これは、従来政府部門が独占していた分野に官民競争入札（市場化テスト）を導入したものであり、公共サービスのコスト削減が図られるとともに経済活動における競争制限的行為の禁止範囲を拡大し、徹底した規制緩和を実施することとなった。

また、オーストラリアでは、労働市場の規制緩和も実施されている。96 年に労働市場の規制緩和が実施された。ここでは、硬直的な労使慣行制度の改善や、前述の官民競争入札を利用して、就職あっせん・再就職サービス提供分野への競争導入が実施され、労働市場の柔軟化が図られた。

こうした構造改革を背景にオーストラリアの全要素生産性（TFP）の伸びは上昇し、OECD 及びオーストラリア準備銀行の推計によれば、70 年代及び 80 年代には 0.75% 程度であった TFP 上昇率は、90 年代には 2% まで上昇したと推計されている<sup>24</sup>。TFP 上昇率が高まったことにより、オーストラリアの潜在成長率は上昇し、一連の構造改革は結果的に財政再建にも寄与したと評価できる。

### 4 . 財政再建策の評価

以上、各国の成功事例を概観したが、財政再建を達成するためのポイントを整理すると、以下の 4 点に要約される。

---

<sup>22</sup> もっとも、対象となる政府法人等によっては、政府保証債務が顕在化し、民営化プロセスの中でかえって政府債務が増大する可能性にも留意する必要がある。

<sup>23</sup> それに先立って、国有企業法（86 年）によって、国有企業経営に民間企業同様の経営決定権を付与し、87 年には政府の金融、観光、林業、放送等の現業部門を国有企業化した。これは形態としては政府部門の民営化とは異なるが、これら新たな国有企業は通常の会社法に基づき設立され、また従来保持していた規制権限も他の政府機関に移されるなど、公共部門の効率化の一環として評価される。

<sup>24</sup> OECD（1998）

### ( 1 ) 緩やかなペースでの着実な財政再建による成長との両立

歳出削減、歳入増加等の財政赤字削減策（財政収支GDP比の分子対策）をしっかりと進め、構造的財政赤字を着実に削減していくことが重要である。ただし、削減策の実施にあたっては、景気循環に配慮する必要がある。財政再建には少なからず景気を下押しする効果を伴うため、景気回復局面に財政再建を開始することが望ましい。循環的要因による財政の下押し圧力を緩和するためにも、景気動向に十分留意し、適切なタイミング及びペースを選択することが求められる。

### ( 2 ) 財政再建の実効性・持続性を高めるための制度・仕組みづくり

財政再建の実効性・持続性を高めるための制度・仕組みをつくることが求められる。例えば、財政赤字削減策を着実に遂行するための法的枠組みを設けることも有用である。その際、エスケープ・クローズのような非常時への対処措置を設けることも重要であるが、同時に緩い運用や恣意的な運用によって実効性が失われないようにすることも必要である。また、予算編成プロセスを改革し、内閣のリーダーシップを強化する一方、所管分野内の再配分については大臣の裁量を拡大することも重要である。さらに、最近の動きとしては、予算作成機関から独立した専門性の高い財政政策機関による見通しの作成や財政政策の評価等がみられる。

### ( 3 ) 財政再建に対する国民の理解の確保

財政再建に対する政治の強いコミットメントと、国民からの理解の確保も不可欠である。これらと財政再建は相互補完的な関係にあり、財政再建の実現性・継続性を高めるための重要な要素である。また、財政再建の目標・工程・ルールを明確にするとともに、政府の強いコミットメントを通じて財政再建に対する市場の信認を確保する必要がある。さらに、これにより、家計や企業にとっての先行きの不確実性の低下やリスクプレミアムの低下等を通じて、財政再建に伴う景気の下押し圧力を抑制する効果も期待できる。

### ( 4 ) 規制改革・金融緩和等による補完

経済成長を支えるための各種の施策に取り組み、財政再建を支えることも有効である。規制改革あるいは労働市場改革等を通じて潜在GDPの底上げを図ること（分母対策）が重要である。また、緩和的な金融政策が維持され財政再建を補完することが期待される。